

宅建朝から1問 宅建業法 業務に関する禁止事項 宅建 H28-34-2<<#925>>

【問】正誤をつけよ。

宅地建物取引業者Aが、分譲マンションの購入を勧誘するに際し、うわさをもとに「3年後には間違いなく徒歩5分の距離に新しく私鉄の駅ができる」と告げた場合、そのような計画はなかったとしても、故意にだましたわけではないので法には違反しない。✕

【答え】誤り

<<ポイント>> ~~報酬~~ 【宅建★入門】

宅建業に係る契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

イ 当該契約の目的物である宅地又は建物の将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供すること。

- ⇒ 過失によって行った場合でも、業法違反
- ⇒ 罰則無し

【渋谷会】夏の宅建講座をご利用ください

夏から一気に挽回 ⇒ 「宅建 夏からインプット【速攻30】講座」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建 夏から【速攻】合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>